

建設水道常任委員会記録

令和4年4月25日(月)午前10時01分～午後4時10分(9階908会議室)

○出席委員(7名)

委員長	萩原 太郎
委員	佐々木 優
委員	二階堂 利枝
委員	後藤 善次
委員	梅津 政則
委員	大平 洋人
委員	二階堂 武文

○欠席委員(1名)

副委員長	斎藤 正臣
------	-------

○市長等部局出席者(建設部)

建設部長	車田 和昭
建設部次長	大槻 武文
路政課課長補佐兼建設総務係長	梅津 司
道路保全課長	末永 栄司
道路保全課維持係長	高野 隆一
道路保全課主任技査兼施設保全係長	二瓶 和久
道路保全課施設保全係主任	佐藤 史彦
道路保全課維持補修センター所長兼技能主査	神田 礼二

○案 件

所管事務調査「除雪に関する調査」

- 1 現地調査について
- 2 現地調査
- 3 当局説明
 - (1) 本市における除雪体制について
 - (2) 今後の取組について
- 4 現地調査及び当局説明に対する意見開陳について

午前10時01分 開 議

(萩原太郎委員長) ただいまから建設水道常任委員会を開会いたします。

本日斎藤正臣委員より1日間欠席の届出がありましたので、ご報告いたします。

初めに、現地調査についてを議題といたします。正副委員長手元で現地調査実施内容案を作成いたしましたので、ご覧ください。

調査日時は、本日4月25日月曜日の午前10時20分からを予定しております。

調査内容は、除雪に関する調査のため、除雪機械の維持管理状況を現地にて確認いたします。

調査場所は、福島市維持補修センターです。

行程ですが、市役所東口玄関からマイクロバスで出発し、現地での調査は60分程度を予定しております。12時10分頃を目安に市役所に戻り、午後1時30分から委員会を再開し、当局説明及び意見開陳を行う予定です。現地での当局対応については、建設部維持補修センターの職員に対応いただく予定です。

その他の項目については記載のとおりです。

以上が正副委員長案でございますが、そのように進めさせていただいてもよろしいでしょうか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

(萩原太郎委員長) では、そのようにいたします。

現地調査実施のため、暫時休憩いたします。

午前10時02分 休 憩

午後1時29分 再 開

(萩原太郎委員長) 建設水道常任委員会を再開します。

今回は除雪に関する調査の所管事務調査に関し、建設部より説明を受けた後質疑を行いたいと思いますので、よろしく願いいたします。

本日は、業務が多忙なところ当委員会の調査にご協力いただきました建設部の皆さんに対しまして、委員会を代表し心から感謝を申し上げます。よろしく願いいたします。

それでは、当局からのご説明をお願いいたします。

(建設部長) 本日は、建設水道常任委員会所管事務調査におきまして、除雪に関する調査に係ります説明の機会をいただきまして、誠にありがとうございます。

本市は、冬期間において福島市道路除雪計画書に基づきまして、主要道路等の迅速な除雪対応に取り組んでまいりましたが、この冬は昨年末から1月中旬まで継続的に続いた寒波の影響で度重なる豪雪に見舞われるなど、例年になく大雪となりました。さらに、平年以下の低温が続いたため、市内随所で雪が固着、凍結したことで除雪機械による作業効率が低下し、継続的な降雪に対して作業が追いつかない状況となりました。これらの状況から、交通障害の早期解消に向け、国、県との連携や除雪範囲の拡大、除排雪方法の見直しなど、市や委託業者はもとより、民間他業種の協力もいただきながら総力を挙げて取り組んでまいりました。しかし、この間市民の皆様には長期間にわたりましてご不

便をおかけいたしましたことから、今回の大雪対応への検証結果を踏まえまして、除雪体制の現状と課題について整理し、雪害への総合的な対策を強化してまいりたいと考えております。

調査に関します詳細につきましては、道路保全課長より説明いたしますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

(道路保全課長) 私のほうから説明に入る前に、午前中現場で機械を見ていただきましたけれども、ちょっと私の回答で誤りがある箇所が1つございます。除雪車の購入に対しまして補助率2分の1と回答したのですが、3分の2の間違いですので、訂正させていただきます。申し訳ございませんでした。3分の2の補助率という形になります。

それでは、福島市の道路除雪計画書のほうにつきまして説明させていただきます。計画書のファイルのほうをお開きいただければというふうに思います。この除雪計画書なのですけれども、業者との経過を踏まえまして年度ごとに作成してございます。本日説明いたしますのは、令和3年度の除雪計画書になります。なお、この後本編の資料で説明する内容も多く重なった部分もございますので、そちらにつきましては本編の資料で説明させていただきますので、若干割愛させていただく項目もございますので、ご理解をいただきたいと、そのように思います。

まずは3枚飛んでいただいて、1ページになります。まず、1ページ、1番の目的になります。目的といたしましては、主要道路の迅速かつ的確な除排雪を行うため、除雪の体制や優先すべき道路などをあらかじめ定めまして、雪害の発生を未然に防止し、交通輸送を確保することを目的としてございます。

2番の道路除雪計画の基本方針でございます。主要道路の交通輸送路を確保するために、除雪委託者と維持補修センターによる直営によりまして実施いたします。また、除雪作業だけでは十分な幅員が確保できなくなったときは排雪作業等を実施いたしまして、円滑で効率的な除雪作業を行えるようにするというところでございます。

4番になります。除雪計画です。(1)除雪を優先する路線ということで3つの区分に分かれてございます。まず、1つ目は重要幹線の位置づけとしまして最重要路線となります第1種路線、具体的には緊急輸送路であったり、高速道路や救急病院へつながる幹線道路、バス路線、国、県の連絡路線がこれに該当いたします。2番目には、主要幹線の位置づけとしまして優先路線となる第2種路線、具体的には第1種路線をつなぐ道路、あと集落間を結ぶ交通量が多い主要な幹線道路がこれに該当いたします。3番目には、地区幹線の位置づけとしてそれ以外の路線である第3種路線、第2種路線をつなぐ幹線道路、そのほかの生活道路がこれに該当いたします。それぞれの路線数として、延長は記載のとおりでございます。

2ページをご覧ください。まず、(3)の除雪の出動基準がでございます。除雪基準には2つございます。1つ目が路上積雪深が10センチを超えて、さらに引き続き降雪が予想されるとき、2つ目が吹きだまり、圧雪、路面の雪氷等で交通に支障を来すおそれがあるとき、この2つの基準によりまして

あらかじめ気象情報を確認いたしまして、この基準になりそうな場合は待機をしていただきながら巡回、そして出動といった、そのような体制になってございます。

(4)の除雪機械の配置です。詳細は後ほど説明いたしますけれども、建設部長を筆頭に道路保全課と4大支所、そして52社の除雪委託業者で体制組織図のような組織体制で対応してございます。維持補修センターにつきましては16名3班編成、除雪委託業者52社は地区の除雪路線を受け持つ業者とそれ以外の路線をスポット的に受け持つ業者に分けられて作業をしてございます。

3ページになります。(5)になります。建設部大雪対策の体制です。これがだんだん異常な大雪になってきますと交通の混乱が生じることが想定される、そういった場合につきましては電話対応職員というのが不足してしまいますことから、下の体制表のとおり建設部全体で除雪対応に取り組んでいってまいります。

4ページになります。(9)に飛びまして、さらに警報級の積雪による災害発生時には福島市地域防災計画に移行しまして、応急活動のための体制として取り組んでいくことになります。

5番目、通学路や歩道の除雪の強化及び効率化です。除雪優先路線から外れた通学路であったり、歩道というのは通常は除雪の優先順位から外れますので、小型除雪機の無料貸出しや融雪剤を配布するなどして、地域住民が連携を取りながら除雪の共助体制を確立して除雪を進めていってもらうことになります。

6番の凍結路面对策です。(1)と(2)の凍結防止剤散布作業につきましては、後ほど説明させていただきます。

5ページ、凍結路面对策には凍結防止剤散布のほか、(3)の砂缶の設置とか、(4)のロードヒーティング、(5)の無散水装置などを実施してございます。

6ページ、7番には各道路管理者の連絡先を表記してございます。詳細につきましては記載のとおりとなっておりますので、ご参照いただければというふうに思います。

8番の国、県との連携強化につきましても後ほど説明させていただきます。

7ページ、こちらが除雪路線の総括表になります。維持補修センターが担当する路線及び除雪委託業者が担当する路線の路線区分ごとの路線数と延長が記載されてございます。内訳はご覧のとおりでございます。

次に、8ページになります。10番の凍結防止剤散布路線の総括表になります。こちらに記載のとおりでありますので、ご参照いただければというふうに思います。それで、実際これらの除雪路線がそれぞれどのような区分でエリア分けされているのかということを図面で示したのが9ページ、10ページになります。細かくてちょっと見にくい図面にはなるのですが、まず9ページを見ていただきたいのですが、9ページはこちらが維持補修センターの担当エリアになります。維持補修センターにつきましては、おおむね松川と荒川、これを境に飯坂、信陵地区などが中心となる1班、そして吾妻地区などが中心となる2班、土湯、西、吉井田、信夫地区などが中心となる3班の3班編成で除雪

委託業者の担当外のところを除雪路線として作業をしてございます。大変ちょっと見にくいのですが、色分け路線ということで優先順位、これを色分けしてございまして、オレンジが第1種、緑が第2種、青が第3種というような優先順位をもって除雪作業を進めてございます。

10ページ、こちら今度は除雪委託業者の担当エリアになりまして、維持補修センターのエリア外を担当していただいております。除雪委託業者の担当エリアの除雪路線と除雪路線以外の路線を電話などで要望があった場合にスポット的に作業をしてもらうようになってございます。様々な色でエリア分けされているのですが、例えば黄色のエリアが〇〇建設とか、緑のエリアが〇〇工業ということで業者ごとにエリア分けされまして、その中で優先順位によって除雪作業をしていただいております。今ほど説明したとおり、それぞれの担当がエリアごとにあるのですが、市内で積雪が同じでないものですから、地区によってはやっぱり降雪量が違いますので、それぞれの担当エリアを越えて協力する応援体制を取って、今現在除雪を進めてございます。

以上が福島市道路除雪計画書の説明になります。

続きまして、所管事務調査の資料のほうに入らせていただきます。ファイルのほうを切り替えていただきたいと思っております。表紙、目次の4枚ほどを進めていただきまして、(2)の除雪体制の現状であります。右上にページ番号が振っておりますので、そちらを見ながらということで、まず1ページを開いていただきたいのですが、(2)の①、これまでの大雪被害後の除雪対応についてでございます。表示のデータは、過去の主な雪に関する気象データでございます。それぞれの月別の降雪深、平均気温、日最高気温平均、日最低気温平均、その中でも記録的な大雪であった平成25年度と令和3年度につきましては月最低気温も記載してございます。左のデータなのですが、1991年から2020年の30年間の平均値でございまして、詳細は記載のとおりでございます。ここでは、異常でありました平成25年度と令和3年度、これを特出しさせてもらいまして、比較してございます。平成25年度、この年は2月に記録的な大雪がありまして、2月だけで103センチもの積雪がございました。ただ、この年は除染作業、これを実施したこともありまして、多くの除染作業員を動員することができたことや、県所有のロータリー除雪車を貸し出してもらって除雪作業を行うことができました。比べて、令和3年度は12月下旬から積雪量が平均的に多くて、月最低気温を見ていただいても分かるように、12月下旬には氷点下の6.7度、1月には氷点下の6.9度、2月には氷点下の6.3度という低温が続いたことから、雪が解けずにそのまま圧雪状態で凍結してしましまして、除雪作業に時間を要してしまったというのが現状になってございます。また、県より凍結防止剤散布車を貸出ししてもらいまして、主に中心部で散布を実施してもらってございます。

2ページになります。委託業者及び機械資材の確保についてということで、除雪機械編でございます。まず、機械資材につきましては、維持補修センターでは午前中に見ていただきました計8台の機械を作業員16名、3班編成で作業をしてございます。次に、除雪委託業者につきましては、例年11月の中旬頃に除雪担当者会議というものを開くのですが、そこで賛同を得た業者と契約を行いま

す。令和3年度は地区の除雪路線を受け持つ36社と除雪路線以外の路線をスポット的に対応する16社、合計52社と契約をさせていただきまして、委託業者が保有する機械とリースを含めまして734台で作業を進めてございます。さらに、令和3年度は雪が多かったということもございまして、造園業者のほうから5社、あとは建設業協会を通しまして3社の応援協力をいただいております。

3ページになります。こちらが実際の除雪機械になります。上2枚が午前中に見ていただきました除雪ドーザーとモーターグレーダーになります。そのほかにバックホーであったり、ロータリー除雪車の写真を掲載させていただきました。

4ページになります。4ページは、凍結防止剤散布機編です。凍結が予想される坂道であったり、橋梁等の区間で気温や路面状況を勘案し散布することとしています。ですから、除雪路線全てを散布するわけではございません。機械資材ですけれども、維持補修センターでは凍結防止剤散布車1台と凍結防止剤散布機2台を保有しまして、うち散布機1台を委託業者のほうへ貸出しを行ってございます。委託業者につきましては、除雪と同様に契約しました2社のご協力をいただきまして、凍結防止剤散布機2台のうち1台を維持補修センターから借りて作業をしてございます。また、通称まきえもんと呼ばれる固定式凍結防止剤散布装置、これが記載の2つの市道に計6台設置されてございます。

5ページをお開きください。こちらも午前中に見ていただきました、上が散布車、下が散布機ということになります。散布車はトラックと一体もの、散布機はトラックに積んだものということで、こちら運転席からの操作により散布が可能ということになります。散布車のほうは、後方に電光表示によりまして注意喚起ができるような機能もついてございます。

続きまして、6ページ、こちらがまきえもんと呼ばれるものでございます。設置箇所は、位置図の赤丸6地点になります。こちらは、散布気温を零度に設定しておりまして、朝は4時から5時、そして5時から6時の間に、夕方は17時から18時、18時から19時の間にそれぞれ設計気温以下になったときに自動的に散布されると、そのような仕様になってございます。なお、散布時には赤色回転灯であったり、ブザーでお知らせするとともに、車や人を感知しまして、支障がないというか、かからないようなセンサーなども備えてございます。

続きまして、7ページになります。各地域における積雪状況の情報収集の手法についてでございます。①といたしましては、まずは気象情報を基に維持補修センターの雪道巡回、さらには除雪業者にも雪道巡回を依頼してございます。この雪道巡回によりまして積雪状況を調査しまして、積雪が10センチを超えて引き続き降雪が予想されるというときに除雪を開始するというふうになります。道路保全課では、維持補修センターからの報告、さらには業者へのヒアリングによりまして積雪状況を把握し、協議をしているというような形になります。②番としましては、市民からの通報ということで電話や市民通報システムなどによって情報を得てございます。③番目には、庁内での横断的な連携ということで、危機管理室との連携によって気象情報の提供をいただいたり、また各支所との連携によりまして積雪状況であったりといった情報収集を行っているというのが現状でございます。

8ページ、情報収集から除雪の出動に至るまでの流れでございます。まずは危機管理室とか国より気象情報の提供をいただきます。次に、その気象状況を確認しまして、除雪の準備が必要と判断される場合は道路保全課のほうから一斉メールということで委託業者のほうに気象情報並びに待機の周知を図っていきます。その後維持補修センターと委託業者の判断によりまして雪道巡回を開始いたしまして、道路保全課で調査結果の報告を受けると。さらにはその調査結果を基に、除雪の基準になるというふうに判断される場合については、維持補修センター並びに契約路線担当の除雪委託者についてはそれぞれの判断で除雪の作業を開始していくという形になります。右側の除雪路線以外の路線でスポット的に行う除雪委託業者につきましては、市民からの要望等に応じまして作業開始を道路保全課のほうで指示していくこととなります。このような流れで除雪作業のほうは進めているところでございます。

次に、9ページになります。庁内での横断的な連携ということで、これまでの庁内連携としましては、危機管理室からは気象情報の提供、広聴広報課からは市政だよりを活用した除雪協力依頼の発信、交通政策課からは路線バスの運行状況の確認、教育委員会からは通学路の状況確認、各支所からは各地域における降雪状況の情報収集及び市民要望等の確認などを行いまして連携を図っているというのが現状でございます。

10ページになります。市民や民間との連携ということで、まずは1番の小型除雪機械の貸出制度がでございます。これは、市が所有する小型除雪機を市道の歩道であったり、狭い道路の除雪作業を自主的に行う場合に無償で貸出しする制度でございます。貸出しのイメージとしては、図にありますように借受け団体と道路保全課、維持補修センターの間で進めてまいります。手続きの流れは記載の番号順に進めるようになるのですけれども、借受け団体につきましては2つ以上の隣接町内会であったり、地域団体などといった条件はあるのですけれども、まずは道路保全課に連絡をしていただきまして、団体登録、さらに予約を行ってもらうこととなります。道路保全課では、維持補修センターに予約の内容を伝え、借受け団体はその予約日に貸出し拠点である維持補修センターに行って操作の説明だったり安全運転講習を受けまして、貸出しをしてもらって除雪作業を進めると。作業後は維持補修センターに返却していただいて、維持補修センターから道路保全課に返却状況を報告すると、そういった一連の流れになってございます。これまでの貸出し実績といたしましては、令和元年度は雪が少ないということもございまして、登録は13町内会あったのですけれども、実績としてはゼロ、令和2年度は4町内会の登録に対して7日、令和3年度は23町内会で184日の実績がございました。

11ページになります。2つ目が小型除雪機の購入費補助制度でございます。こちらは、地域の生活道路であったり、歩道の除雪を町内会が自ら行うときに使用する小型除雪機の購入に対しまして、上限は30万円という形にはなるのですけれども、購入費用の2分の1を補助する制度でございます。実績としましては、令和2年度が2件、令和3年度はゼロ件でございました。

3つ目は、塩化カルシウムですね、融雪剤の配布制度ということで、市道に散布することを条件に

町内会単位で融雪剤を最大2袋まで配布する制度でございます。最寄りの支所で申請が可能でございます。実績としましては、令和2年度が121袋、令和3年度は772袋もございました。

次に、12ページになります。国と県との連携ということで、まずは1番目には国と県との降雪情報の共有がございます。2番目には国が大雪時に国道を通行止めにして、集中的に除雪を行う場合に道路利用者や沿線の住民、関係機関に対しまして適時適切な情報を提供するために、早い段階から県、市等の連携体制を構築していきます。3番目には、雪捨場の確保をするために国、県との管理者間で準備を進めてございます。4番目は、緊急車両の通行ルートを確認するために、大雪によって動けなくなってしまった放置車両対策の要請や指示に対しまして国と県との道路管理者間での連絡、調整を図ってまいります。5番目には、県よりロータリー除雪車、凍結防止剤散布車の貸出し等の協力がございます。

次に、(3)、当局が抱える課題についてでございます。13ページになります。庁内連携を図るための担当部局が果たすべき役割についてということになりますけれども、図に示しますように道路保全課、これを中心に全ての関係部署と短期間で連携を図らなければなりません。危機管理室とは気象情報の収集、共有、さらに警報級となれば災害対策本部の設置や被害状況の収集、把握、広聴広報課とは様々な情報発信、管財課とは市有地の雪捨場候補地の情報提供、交通政策課とはバス路線に関する状況把握、教育委員会と子ども未来部とは通学路や送迎で使用する道路状況の把握、そして学校等への融雪剤の配布や散布の協力、消防本部とは救急病院等への通行路の状況把握と確保、各支所とは降雪状況や市民からの除雪要望箇所の把握、公園緑地課、住宅政策課とは管理敷地への除雪、車両待機場所の提供、そして財政課とは除雪費用に関する連絡だったり調整などがございます。ただ、このような状況は部所管で限定するものではなくて、それぞれ情報を全体で共有し、対策を取っていかねなければならないと、このように考えてございます。

次に、14ページになります。生活道路の優先順位の検証でございます。現状としましては、まずは除雪路線以外の生活道路の除雪基準が今現在まだ曖昧であるという部分、そして除雪機械及びオペレーター不足によりましてなかなか要望があっても早急な対応が困難であるということ、3つ目には中小規模の住宅団地内の除雪依頼が多くて、一路線でも除雪をすれば公平性から全ての路線を除雪せざるを得なくなってしまうということ、4番目には除雪機械が入れない幅の狭い生活道路への対応、そして最後に除雪時の寄せ雪への理解が得られない地域への対応と。これらの点に留意しまして、優先順位、さらには市民への協力を検討していく必要がございます。

次に、15ページ、除雪費用や除雪作業の取組についての周知でございます。平成25年度から令和3年度までの除雪費用を記載してございます。これまで前段でも説明したように、平成25年度がこれまでは過去最高の除雪費用でございました。ただ、このときは除染を円滑に進めるために除染作業員も除雪に加わり、除染の経費で作業ができたということで3億円の除雪費で収まっていますけれども、もしそれがなければもっと費用がかさんでいたということは間違いございません。そして、令和3年

度ですけれども、令和3年度は7億6,000万円という多額の費用を要しました。特に降雪量も多かったほか、低温が続きました。圧雪状態のまま凍結したため、通常の除雪のほか多額の除氷に対する費用がかさんでしまったというものが要因になってございます。課題といたしましては、業者から報告書により費用を算出していくのですけれども、その事務に多大な時間を要しているということがございます。あと、報告書が提出されてからの作業となりますものですから、なかなか執行状況というのが瞬時に把握し切れない、今どのくらい除雪費として使用されているのだというのがなかなか的確につかめないというのが課題になってございます。さらには除雪費用であったり、除雪に関する情報につきまして市民への広報、周知を行っていないために、路線を考慮せずに当たり前に除雪に対する要望や問合せが来ているというのが現状でございます。

16ページになります。市民や民間への協力要請についてということで、行政だけではやはり費用的にも、業者の体制的にも限界があるため、SNS等での協力依頼を行ってはいるのですけれども、なかなか現実には難しい状況でございます。今後につきましては、自助として市民等への自宅周辺の除雪協力を要請、共助として町内会、PTA、企業、商店街に除雪協力を要請、公助として小型除雪機械の除雪器具の貸出しなど、このような自助、公助の体制を確立するために市民除雪活動に対し理解を得る必要がございます。これらの協力を得るためにボランティアの団体へ行政として何らかの支援も今後の検討になるのかなというふうに考えてございます。

17ページ、市民や民間に対する雪捨場の周知でございます。市では、例年河川管理者であります福島河川国道事務所と協議いたしまして、阿武隈川と荒川の河川敷に記載の4つの雪捨場を確保してございます。課題といたしましては、市民や民間が除排雪した雪捨場を確保していないということで、問合せに対しまして苦慮しているというような状況。さらには令和3年度は除排雪作業を円滑に進めるために、中心市街地の除排雪箇所を市民センターの建設地に一時的に仮置きしながら進めていたのですけれども、今年度からはそれが使用できなくなるということがございます。周知につきましては、市民や民間に対する雪捨場を確保していないため、周知はしていないというのが現状でございます。

最後に、2番、今後の取組についてでございます。18ページ、除雪力強化パッケージ（案）でございます。令和3年度の除雪に対しまして、様々な課題が浮き彫りになりましたことから、今後の取組としまして5本の柱によりまして除雪力強化パッケージを作成し、その相乗効果によって雪に立ち向かうまちづくりを目指していくというものでございます。

まず、1つ目の柱として準備態勢の強化でございます。危機管理部門との連携によりまして、迅速な気象情報の収集に努めるとともに、除雪業者との連携、速やかな指示によりまして早期出動体制の構築を図ってまいります。

2つ目の柱としまして、降雪状況の解析です。収集しました気象情報だったり道路情報、市民からの情報等を基に降雪状況の把握、解析を行いまして、関係部署や庁内との連携を強化し、既定の除雪路線のほか優先すべき箇所の抽出、選定を行ってまいります。

3つ目の柱としましては、除雪体制の強化でございます。除雪組織の横断的な連携によりまして除雪体制の強化を図るとともに、県との連携協定に基づき、除雪や各業者の担当エリアを超えた作業指示など、柔軟かつ効率的に対応していくよう県及び除雪委託業者と連携を強化していきます。また、除雪従事者の人材育成のために講習会等への参加助成といった助成費の補助なども行ってまいります。

4つ目の柱なのですけれども、情報発信の強化でございます。積雪状況や融雪剤の配布、小型除雪機の貸出しなど、SNSにおける情報発信やホームページにより積雪に関する情報を市民に分かりやすく発信してまいります。

最後に、5つ目の柱としまして、市民への除雪活動の支援でございます。市民共創による地域除雪活動を支援するために小型除雪機械貸出しの借り方だったり、貸出し範囲の拡大を図るとともに、除雪用具の貸出しや融雪剤の配布、小型除雪機械の購入費補助などを行ってまいります。これらを単年度で全て確立するというのは難しいのですけれども、柱ごとに具体的にどのように進め運用していくかというものを検討し、実効性のあるものとして今後取り組んでまいりたいと、このように考えてございます。

以上が説明になります。

(萩原太郎委員長) ありがとうございます。

それでは、質問に移ります。ご質疑のある方はお述べください。

(梅津政則委員) 聞き漏らしたかもしれないのですけれども、除雪の路線で維持補修センターの範囲で間に合わなかったとき委託業者さんをお願いしていると言ったのは、除雪の路線になっているところで間に合わないということなの。それとも、重機が入っていけない細かい道路を市民からの要請に対してということでしたっけ。

(道路保全課長) まず、維持補修センターのエリアと委託業者のエリアはまた別になります。先に維持補修センターの担当している路線を優先順位によって除雪のほうをさせてもらいながら、あと委託業者は委託業者のほうで請け負っている業者のエリアを除雪していくと。さらに、それ以外でスポット的な対応ということで電話であったり、そういった要望があった場合はそのスポット的な担当している委託業者がそこに入っていくと、そのような流れで除雪のほうを進めています。

(梅津政則委員) スポット的なところも担当って決まっている。

(道路保全課長) 担当そのものは具体的に、例えば先ほどの図面で申し上げましたピンクのところは何々業者とか、そういったのは決まってございません。そういった決まっていないところをスポット的に入っていくのがスポット的に対応する委託業者という形になります。

(梅津政則委員) 委託をかけているのは、もう路線が全部固定されていて、そこはみんな固定のエリアの委託業者さんがやって、その指定の路線以外のところは全部スポット的に単発で委託をかけると、そういうことでもいいのですか。

(道路保全課長) 基本的にはそのような形になります。まずはエリアが決まっているところはエリアの中で全て進めていって、あとそこでそのエリアから外れている部分とか、エリアの中でやっても追いつかない部分をスポット的な委託業者が対応しているというような状況になります。

(梅津政則委員) 委託のエリアがありますよね。そのエリアの中でも除雪の指定の路線が決まっていますよね。それは、全部エリアの委託のところ、追いつかないというときはまた別なのでしょうけれども、それ以外の路線をスポット的にということなのですか。

(道路保全課長) 委託業者が決まっているエリアは、優先順位はありますけれども、基本的には委託業者のエリアの中でやっていくというような形になっているのですが、追いつかない場合についてはそこにスポットの業者さんが入って除雪を進めていくと、そのような流れになります。

【「別な業者ということですか」と呼ぶ者あり】

(道路保全課長) そうです。

(梅津政則委員) では、そのエリアが決まっているところは、市道は全部網羅されて指定されて委託の範疇に入っているということなのですね。

(道路保全課長) 基本的には優先順位がありますので、3つの第1種から第3種の路線が委託契約路線という形でやらせてもらって、ただそれ以外の要望が来たときにその業者の余力があるときはそれを対応するような形になりますけれども、それを超えてはなかなか手が回らないというときにはあそこにもスポット的にエリアの中に入って除雪のほうを進めているというような、そういった流れになります。

(梅津政則委員) 維持補修センターのエリアの中で、グレーダーがあるから入っていけない路線というのはないのですか。

(道路保全課長) 午前中にも見ていただいたのですが、やっぱりあの大きさなので、全ての路線に対応できるかという、やっぱり狭い路線の中にはああいって重機というのが入っていきませんので、契約というか、3種路線以外のところで例えばそういった要望が来てもなかなか対応しきれないというのが現状でございます。

(梅津政則委員) 聞き方が悪かった。3種の路線は維持補修センターの重機で全部入れるのだ。

(道路保全課長) 1から3種につきましては、すべて可能でございます。

(梅津政則委員) では、改めて維持補修センターのホイールローダーとかは別に準備しなくても、自分たちの予定の部分は重機は間に合っているということなのですね。対応機種という意味ですけども。

(道路保全課長) はい、おっしゃるとおりでございます。

(後藤善次委員) 15ページの費用の件なのですが、ご説明の中で費用の市民への広報、周知が行われていないことでいろいろと市民からの要望が出てきている。それで、公表することによって市民からの要望が減るといふふうにご説明されたのかなと思ったのですが、いかがでしょうか。

(道路保全課長) 減るということではなくて、やっぱりこれだけ除雪で費用がかかっているのだからということで、自らやらなくてはいけないという機運を高めるにもそういった周知というのが必要なのかなというふうに思っています。

(後藤善次委員) 今回は随分気温の低さとか、あと除雪するための手間がかかってしまったというのがありますから、市民の協力と費用の公表というのは別物のような気がするのです。もちろん大雪が降れば費用はかさむでしょうし、なおかつ市民の要望は増えてくると思います。もちろん費用を公表するというのも大事かもしれないけれども、雪国のような雪の量になった場合には、やっぱりこれは行政として雪国仕様になっておかしくないと思うのです。お金がかかっても除雪をしなければならぬというところが出てくるでしょうから。費用を公表するということと市民の協力というのは、なかなか難しいところなのかなという気がするのです。課題のほうにも今後市民あるいはボランティア、その辺のところをもう少し活性化させたいというのがあるのですけれども、これも限界があるのかなと。雪の降った時間帯にご協力いただける年代層みたいなものを考えたときに、なかなか若くて元気な方というのとはそういう時間帯に動けない。ある程度年配の方で時間の余裕がある方はそんなに長い時間除雪ができるわけではないでしょうから、その今後課題となってくる、今回市民への公表というのを随分やってくださって、ご協力してくださる方も出てきていますけれども、長期化したり、あるいは大雪だった場合に今後市民の関わり方というものですかね、そこをどういうふうに捉えていかれるのかなと思っているのです。

(道路保全課長) 今委員おっしゃるとおりだと思うのです。町内会においてもやっぱりだんだん高齢化が進んできて、小型除雪機の貸出制度はあるものの、なかなかそれを実際運転できる年齢層の方がいなくなっているというのも事実だと思うし、また若い世代が町内会に入らない、そういった世帯の方々もいらっしゃるのかなというふうに思っていますので、今後一つの課題として今日提示させていただきましたけれども、どうやって市民の除雪に対してのご協力が得られるかという部分で、あるいはボランティア団体みたいなのに行政側が出ての支援というのにも必要になってくるのかなと。そういったいろんな検討を、今回除雪で課題として浮き彫りになりましたので、そういったものを検討しながら、ちょっと今後除雪力強化パッケージの中で考えられればなというふうに思っています。

(後藤善次委員) 恐らくいろんな自治体、雪の多いところとか、福島に近いような突然大雪が降ったり、あと全然降らなかつたりという、そういう自治体のボランティアであるとか市民の関わり方というのは何か事例なんかありますか。それがあつたから、このボランティアとか市民に協力をとというようなことが出てきたのかなという。

(建設部次長) ご存じのとおり、東部支所のほうで雪かき隊というのを組織されまして、これは消防団さんがメインになってやられているのですけれども、非常に組織というか、通学路を確保するために子供たちが歩く場所、115号線なのですけれども、そちらの歩道分が今回大雪で子供さんが歩けない

ことで、そういうのを組織したということで、それはほとんどボランティアでやられているというふうなことをお聞きしておりますので、ただそういう方々にもやはり今後何かしらの市としての支援ができるものがないかどうかというものも行政として考えていかなければならないのではないかとこのように思っていますので、今回パッケージの中に取り込んだというような内容なのですけれども、あとほかの豪雪地帯と言われている場所におかれても、一例でございますけれども、やはり燃料費の補填とか何かで出されているという話もちょっとお聞きしておりますので、まだ具体的にはどういうものというふうには決めていませんけれども、今後検討していければなというふうには思っています。

(二階堂利枝委員) ちょっと聞き逃しているかもしれないのですけれども、この除雪費用というのは道路を車が通るところを除雪する費用で、その後に例えばお年寄りが家に入れなから人が出て、それにも何か費用って使っているものなのですか。ボランティア団体とか、自分で自助の部分で協力してもらおうというのがあると思うのですけれども、例えば今までそこにすごくお金をかけていたから、そこは自分でやってもらおうよという話だったらちょっと分かるのですが、今まで道路のところこの部分にこんなお金がかかっていないのだったら、何かまた人間が通るところと道路の部分の予算というのは別枠であるものなのですか。

(道路保全課長) この除雪費用の中には、車道もそうですけれども、例えば雪が寄ってしまって間口で出られなくなったというような問合せがあって、それに対して業者が出動すれば、それもこの除雪費の中に含まれるような形になります。優先順位としては、歩道とかは通常はやらないのですけれども、今回は歩道のほうも凍ってしましまして、歩行者に対して滑っては危ないということで、歩道に対する除氷というのですか、氷を割ったりなんたりする、そういったのもこの除雪費の中に含まれているというようなものでございます。

(二階堂利枝委員) その歩道のほうの車で、機械見てきたのですけれども、それと別に人がやる部分の費用というのは別で見られるものなのですか。あのでかい車は、ボランティアではどうしようもないではないですか。人のそういう部分は、またここは削れるのではないかみたいなのもあると思うのですけれども。

(道路保全課長) 確かに行政側で、例えば歩道とか、そういったものを小型除雪機の貸出しでやったり、そういった行政からの制度によって自主的にやっていただくというのが基本になるのかなというふうに考えています。

(二階堂利枝委員) そしたら、そこを業者に頼んだ分というのは予算で見られますか。

(道路保全課長) 我々が業者のほうにそれを頼めば、当然除雪費用の中に含まれるような形になりますけれども、基本的には優先順位の中では歩道とか、そういったのは外れますので、そういうのは自主的に、例えば融雪剤の散布とか配布はしますので、そういったものをまいてもらいながら対応してもらおうというのが基本的な形になるのかなというふうに考えています。

(二階堂利枝委員) 令和3年度でこの数字が出ているではないですか。この中で今まで頼まなかった

手の部分、人力の部分という予算というのは大体どのぐらい。この消耗品になる。

(道路保全課長) 15ページに記載されている費用につきましては、全て行政側のほうで業者に発注した中身でございます。ただ、その中に消耗品代というふうにあると思うのですけれども、それは塩カルの融雪剤とか、そういった購入費用も含まれていますので、あと通常の市民が自分のところの周りの雪を除雪するというのは自主的にやっていただくようなものなので、この費用の中には含まれていないと。あくまで行政側が業者のほうに発注して実施した費用だけがここに含まれる形になります。

(道路保全課施設保全係主任) 補足なのですけれども、この消耗品費の中には各町内会のほうにお配りするために購入した塩カルの費用も含まれておりますので、そういう意味では市民の方が自主的に除雪するための費用ということでこの消耗品費の中には含まれていないところでございます。

(二階堂利枝委員) そしたら、さっき後藤さんが言っていたことにつながるのですけれども、除雪費用を公表して、ちょっと自分たちで頑張ろうよというので、どの部分のために頑張ればいいのかなどという、何かモチベーションが出てこないのですけれども、こんなにかかるのだったら自分たちでやらなければならないよなという。

(道路保全課長) 確かに最初に後藤委員がおっしゃった除雪費用を措置したからって、ではそういった問合せが減るのかということ、必ずそれはイコールではなくて、それを目的とするために要望を減らすためにそれを周知するのではないということにはなるのですけれども、やっぱり行政側でやる除雪には限界がある、費用的なものもそうですし、業者の応援体制も必ずしもたくさんあるわけではなくて、限られた中での範囲になりますから、その辺をやっていただきながら、あとそれで追いつかないところは、やっぱり市民の方々が自主的に融雪剤とか、そういった配布制度とかを利用しながらやっていただくというのが今後の進め方になるのかなというふうに思っています。そういった周知を今までなかなか図り切れていなかったということもございまして、そういった内容を今後どんどん周知させてもらいながら、市民の除雪活動に対する機運を高めていければなというふうに考えています。

(後藤善次委員) 融雪剤と除雪の機能分けというのですか、融雪剤をまいた効果が例えば5センチ以上降った場合には融雪剤よりも除雪なのだとか、融雪剤と除雪の出動との機能分けはどういうラインなのですか。雪が降り始める初期だったら融雪剤をまいて、多少解かす機能があるけれども、どんどん降ってくればそれも意味がなくなって除雪になるわけですね。だから、まきえもんとか散布する作業はどんどん大雪になるような降り方のときはもうやらないわけ。そういうものではないのですか。その辺のところをちょっと教えてもらいたい。

(道路保全課長) まず、融雪剤と除雪の基準分けというのははっきりとした基準分けはないのですけれども、融雪剤というのは気温に対して凍らせないというものが一つの基本的な考えになると思うので、外気温とか、そういった部分で初期の段階でやるというのが融雪剤になるのかなというふうに思っております。

(後藤善次委員) それは、降雪時の初期ということね。

(道路保全課長) はい。

(後藤善次委員) そうすると、今回は別として、一般的に福島市での今までの雪の降り方からすると雨っぽいものがみぞれになって、ちょっと5センチぐらい積もるみたいな、そういうときというのは融雪剤が効果を発揮するのですか。

(道路保全課維持補修センター所長) 私の経験なのですが、融雪剤は凍結路面とか、あとは圧雪が認められた路面に融雪剤をまくことによって、凍結路面であればそれが解けて、あと踏み固められた圧雪路面であれば表面が緩んでざくざくとなった状態でスリップとかは防げるような形になります。ただ、そのままにしておくともたそれが冷えて凍ってしまうので、ある程度緩んだ段階でまた機械を入れてその緩んだ部分を除雪するとか、そういった対応の繰り返しでだんだんと圧雪、5センチの圧雪であればそれを徐々に削っていくというようなことで対応しているところであります。

(後藤善次委員) 今まきえもんがついている路線というのが6ページに載っていますよね。それで、もっと増やせばいいのではないかなと単純な。そうすれば、除雪の出動も初期の段階でいろんなところでまきえもんが動く。今お話にあったように、除雪するまでもないようなときの効果というのはすごくあるような気がするのですけれども、これがもっとどんどん増えていかないというのは、ここがまきえもんの効果がある場所であって、ほかはまきえもんの効果というのはそんなに見込めないであろうという、そういうものなのですか。

(道路保全課維持係長) まきえもんに関しましては、機器を置く土地を確保しなければならないというのがまず一つありまして、それを借りられるかどうかという問題もあります。あとは今回6ページにある場所に関しましては、道路が急勾配のところを重点的に、道幅がある程度広くて、そういう確保できて、急勾配に置いてあるというようなことでございます。なので、なかなか道幅が狭くて置くところがという問題は出てくると思います。

(後藤善次委員) 融雪剤の効果というのをもう少しうまく使えば、今回みたいな一気に降ったり、あと先ほどセンター長からご説明あったように、ある程度圧雪したのものも融雪する能力があるということだから、こういうものをうまく使っていくことによって硬くなった雪の除雪とかというのは軽減できるものなのですか。もっと散布機を稼働させて。今回のように雪のときもそういうことで地面に踏み固められた雪を効果的に除雪するとか、解かすとか、そういうことができるのですか。

(道路保全課長) 融雪剤はどうしても効き目の時間というのですか、そういったのが限られているのが現実で、大体2時間くらいが限界なのかなというのがございます。雪がどんどん、どんどん降れば、最初は解けますけれども、それが効果の時間が過ぎてしまえば積雪がかさむだけになりますので、やっぱり併用しながらの除雪というのがいいのかなと。全く融雪剤だけで機能しないということはないと思うのですが、やっぱり最終的には効果の時間とかも考えますと除雪と組み合わせたような形がいいのかな、効果的なのかなというふうに考えられます。

(後藤善次委員) 凍結防止剤を散布するのは、やっぱり1種、2種、3種の順でやっていくのですか。

(道路保全課長) 確かに今回の資料の中に凍結防止剤の散布の路線の図面は出していませんけれども、実際1種、2種、3種というふうな優先順位の中で散布のほうはやってございます。ただ、やる場所が全ての路線ではなくて、あくまで坂道とか、橋の間とか、そういった凍結しやすく危ないところ、通常の道路であれば凍結しても、例えばスタッドレスタイヤ、車の通常の機能の中で十分堪えられるわけですけども、どうしても坂道とか橋梁区間というのはさらに凍結のほうが増えて、危ないので、そういったところを中心に散布車が回って凍結防止剤をまいているというような状況でございます。

(梅津政則委員) 参考までに、圧雪でさっきまけば上のほうが緩むという話でしたけれども、経験でいうと圧雪を緩ませるぐらいの塩カルって相当まかないと緩まないですよ。ばらばらとかとやってほとんど効かないですよ。俺の感覚だと、家の前の圧雪になったのを解かそうかと思ったら塩カルを盛るぐらいではないと解けないぐらいの感覚なのですけれども。

(道路保全課維持補修センター所長) そこまでの量は要らないと思うのですけれども。

(梅津政則委員) いや、でもばらばらとやっただけではほとんど効かないですよ。

【「効くやつがあるのだよ」と呼ぶ者あり】

(梅津政則委員) 塩化カルシウムだから、みんな同じだと思うのだけれども。

(道路保全課維持補修センター所長) 表面のてかてか、つるつる状態を緩めるという意味で塩カルをまいて、それが車のタイヤで自然と引っ張って……

(梅津政則委員) 雪が減るというイメージではなくて、緩むというだけですよ。

(道路保全課維持補修センター所長) そうです。完全に踏み固められた雪を全部解かせるわけではなくて、表面をある程度緩ませて、緩んだ段階であとは日中気温が上がったときにそれと併せて緩んだものをまた機械で削るというような感じです。

(梅津政則委員) ホームセンターで、20キロ、25キロ当たり2,000円ぐらいしますよね。個人でまこうと思ったらほとんど無理なのだけれども、みんな買っていくなという感じですけども。さっき配布制度あったではないですか。融雪剤の配布制度ということで、令和3年度は700袋ですか。これ知らない人結構多いのではないかとあって、私はちょっと初めて知ったのですけれども。町内会で申請すればすぐにももらえるということなの。

(道路保全課長) はい。町内会のほうで申請すればすぐに、あらかじめ支所のほうに本庁のほうから一定程度の量を提供していますので、最寄りの支所に行って配布が可能というような形です。

(萩原太郎委員長) 無尽蔵にももらえるというふうに誤解されると困りますので、制限あるというふうなことも言わないと。

(道路保全課維持係長) 11ページのほうをご覧になってもらえば分かると思うのですけれども、3)のほうで町内会で25キロ以上、最大2袋まで配布する制度になっております。

(梅津政則委員)そこを見ながらですけれども、さっきも言ったのですけれども、これはありがたいと思うのですけれども、知らない人が多いのではないかなというのと、1町内会で50キロの塩カル渡っても多分町内会全域でまけるかどうか分からないぐらいの量なのですけれども、そこら辺焼け石に水みたいなことをやってもしょうがないような気がするのですけれども、欲しいところにはトラックでどんどん運んでいくとか、そのぐらいの勢いでも、地域性もあると思うのですけれども、どうなのですか。

(建設部次長)この融雪剤の配布制度というか、町会さんのほうに広報をあまりしていなかったのですけれども、いろいろな今までの経験からすると融雪剤が不足してしまうケースも今まであって、いざ使いたいというときにセンターのほうで使えなくなってしまうようなことも過去にありました。そういうこともあって、やはり無造作にお配りするのはなかなか難しいだろうということで2袋ということで配布をさせていただいていたところなのですけれども、各町内会さんでまく場所というのはあらかじめ決まっているような場所が結構多くて、やはり坂道とか、橋の上とかそういうところ、あとは公共の施設の周りとか、そういう皆さんが集まるような場所なものですから、町内会さんというふうな形でお配りをしていたところなのですけれども、我々としても不足するのは非常に困ってしまうものですから、やはり2袋という上限を決めさせていただきながら、今まではずっとそういう形で進めてはいたのですが、なかなか広報というか、そこまでは今まではしていなかったというのが現状でございます。

(梅津政則委員)分かりました。

では、塩カルはちょっと離れまして、今11ページだったので、10ページのところで除雪というよりも貸出しのやつで、これ自分でトラックを持っていかなくてはいけないではないですか、今って。これ要望があれば支所側といいますか、センター側といいますか、その町内会に運んで行って、2日後に取りに来ますからねとかというほうがいっぱいやってくれそうな気がするのですけれども、どうですか。自分で取りに行く、トラックを準備しなくてはいけない。農家の方とかおられればすぐなのかもしれないのですけれども、新しい団地みたいなところとかって軽トラ持っている人なんてそういないと思うのですけれども、どうですか。そこら辺のやり方の感触というか、効果といいますか。

(道路保全課主任技査)小型除雪機械の貸出しでございます。委員おっしゃったように、維持補修センターのほうに取りに行っていただいております。今年の要望では、やっぱり軽トラックがないので届けてくださいというお電話は事実ございました。ただ、今年はかなり雪が降っておりまして、なかなか持っていく手段もないということで、町内会で軽トラを持っている方にお手伝いいただいております。取りに来てくださいということでお話しはさせてもらったのですけれども、そういったご要望があることは事実でございます。あと、現在貸出し拠点維持補修センターという1か所になっているのですけれども、試行ということで支所に1台置かせてもらっている状況もございますので、今後その辺は課題等を見つけながら検討していきたいと思っております。

(梅津政則委員) 分かりました。

引き続きいいですか。課題の中にも出てきたのですけれども、除雪基準で、生活道路も含めてですけれども、10センチを超えるとか、そのおそれがあるとかという部分と、あと2番目の項目、判断基準の吹きだまりがどうかというちょっと曖昧なところなのですけれども、その判断ってフロー図を見ると、例えば8ページで見ると業者の判断となっているのですけれども、その基準、10センチを超えて引き続き云々とか、吹きだまり云々とかというやつは業者さんの判断になるのですか。

(道路保全課長) あくまでも除雪を開始する判断は、委託業者以外の契約路線でやっている業者につきましてはその業者のほうの判断になります。その前に巡回というもので気象情報によってそれを入手して巡回をするわけですけれども、その中で積雪深とかを測って、これ以上降ったらもう10センチを超えるなというふうなことが予想されるときには業者の判断で除雪のほうを進めていくと、そのような流れで現在進めています。

(梅津政則委員) その10センチを超えるとかというところは何となく分かりそうですけれども、交通に支障を来すおそれがあるといったら、雪が降り始めたらみんなですよ。だから、その判断とかというのは課題のほうにありましたけれども、ここを踏まえて業者さんの判断って業者さんによって判断がまちまちというのも困るのだと思いますし、やればやっただけの報告書で委託料を計算していくということもあたり事なのですけれども、結果的に実績の報告書でやったというのは分かるのでしょうけれども、判断はどういう判断でやって、どれぐらいやったというのは何か全く分からないような気もするのですけれども。要はお金がかかるのはあれですけれども、必要なときに早急に稼働しなくてはいけないという判断と、1回やったからいいのではなくて、路線だつとやり終わったら、最初にやったところがまた降り始めたからもう一回1周しなくてはいけないとかと、いろいろ判断とあってあると思うのですけれども、そこら辺の判断ミスと言うとあれですけれども、去年のやつはもう労力というか、除雪能力を上回ってしまったという判断になるのかもしれないのですけれども、ここら辺の判断ってどうなのですか。明確な判断基準というところが課題のほうにも出てきましたけれども、今課題としてうたわれていますけれども、方向性的にはどういうときにゴーサインが出るとかって具体的に今何か考えられているようなところってあるのですか。抱える課題の中に除雪基準が曖昧であるとかというのも出てきていますけれども。除雪力強化パッケージのほうにはそういうやつは解決とかは何も出てきていないですよ。14ページですけれども、除雪路線以外の生活道路の除雪基準が曖昧であるとなっていますけれども、私は除雪路線もすごく曖昧だと思っていて、始まるタイミングとか。もちろん生活道路の除雪というのは基本やらないというのが本当は原則だったのでしょうけれども。ちなみに、除雪路線については今の判断基準で稼働していて問題はなかったという認識ですかというふうに聞けば答えが出てくるかな。今の判断基準で課題はないというふうに、除雪路線1、2、3種で。

(道路保全課長) 確かに委託の第1から第3種で1からやり始めていくのですけれども、3種になっ

たときにはもっと降り積もれば1種路線もだんだんまた雪が積もってきますので、そういった降り方によっては今のままで全てが解決するというにはならないのかなというふうには考えてございます。優先順位が今のままで全てが大丈夫だったということではないということです。

(梅津政則委員) 厳しい言い方をすれば、気象情報なので予測が100%ではないと思うのですけれども、今の言い方だと逆に捉えるとそれは動き始めるのが遅いのではないですかというふうに捉えることもできるのですけれども。

(道路保全課長) 初動に対してそういったご指摘はあります。ただ、まずは巡回と、気象情報によって降りそうだ、そういう判断基準になりそうだというときには待機してもらって、除雪の前に巡回という作業をしていただきます。地区によってそれぞれ降り方が違いますので、気象データを福島市全域に当てはめるということではなくて、それぞれの地区で積雪量を計測しながら、今後もっと降るなといったときに除雪のほうを開始していくと、そういったつながりで除雪のほうは進めさせてもらってございます。

(梅津政則委員) その巡回する路線は、別に全部回っているわけではないのですよね。この巡回って対象の路線全部を回るのですか。

(道路保全課長) 地区によっての降り方になりますから、その地区である程度の路線で積雪深が例えば10センチをもう超えるよというようなことになれば全体でその地区の除雪を始めるというような流れになります。ですから、全路線を巡回しているわけではなくて、その地区を巡回して、この地区で今後このくらいの雪が降りそうだといったときにその地区で除雪を開始するというような流れになります。

(梅津政則委員) その判断を業者さんが判断するのですね。

(道路保全課長) そのとおりでございます。

(梅津政則委員) 巡回するのは業者さんの判断。

(建設部次長) 巡回するのは、業者さんのほうで巡回していただいて、そこで10センチ降りそうだなれば自動的にその業者さんが除雪に入るというような仕組みになっています。我々のほうで巡回をしてやっているわけではございません。

(梅津政則委員) 気象情報を選んで巡回をお願いしますというふうに委託業者さんのほうに言うのではなくて、業者さんの判断で巡回も始めるし、除雪も始めるということなのですか。

(建設部次長) そのとおりでございます。

(梅津政則委員) 令和3年度の大雪のときは、そういう曖昧な基準での判断に見えるのですけれども、それで判断ミスのことで除雪が遅れたとか、手が回らなかったとかということはなかったという認識でいいのかな。

(建設部次長) 降雪予想で10センチということで実際動いているので、判断ミスというふうではないと思っています。ただし、やはり相当雪が断続的に降ったということで朝方、早朝除雪というのは行

いますので、その1回限りなのです。ですので、その後日中ずっと断続的に降り続ければどうしてもやはり積雪量が増えてしまうということで、次の日の早朝にまた同じことの繰り返しになりますけれども、除雪をするというようなことで日中の作業はしておりませんので、これだけ雪が降れば回転数はもうちょっと回転を早めないと間に合わなかったというのが現状だと思っています。

(梅津政則委員) 分かりました。何でしつこく聞いていたかという、判断基準のところこれでは駄目なのだという今の調査のやつで今後考えたときに、10センチを超えて予想される時云々とかという、こういう表現だけで曖昧でいいのかなというのでちょっとしつこく聞いていたのですけれども、ここら辺のところはさほど問題ではないということで理解しました。

ついでに、今、日中の話ありましたけれども、今回といいますか、市内で随分雪が積もって固まり始めたときとかというのは車道も含めて通行止めにして日中作業していたと思うのですけれども、これは日中やる、やらないとかというのは一概に線引きとかでなくても状況によってはもう日中通行止めでも何でも、幹線道路も含めてですけれども、やらなくてはいけないと思うのですけれども、そこら辺はどうなのですか。

(建設部次長) 実際今回通行止めにして日中やったところもございますので、場合によってはそういう作業のほうを今後も進める可能性はございます。

(梅津政則委員) なので、通行止めするほどならないように、日中も動き回って……後ろにくっついた車はゆっくりでいらいらするのかもしれないですけれども、そういうのは諦めてもらってそういう作業を進めないといつまでたっても除雪が終わらないというか、次また降ったら結局さらにひどい状況になるというのですか、そしてだんだん、だんだん雪だるま式に状態が悪くなってきて手が回らなくなるというような感じもするのですけれども、そこら辺の不便さと除雪の優先度合いってどうなのですか。

(建設部次長) 実は今回もそういうことでやりたかった部分も結構あったのですけれども、やっぱりオペレーターがどうしても不足している部分も当然ありまして、1日1回、要するに次の日のことも考えると早朝お願いして、バスが走ったりすることもございますし、やはりいろんな交通状況によって検討しなければならない部分もございましたので、今回後での反省点にはなるのですけれども、今後はそういうものも含めて、2回転なりも含めて検討はしていかなければならないのかなというふうには考えてはおるところでございます。

(佐々木優委員) 今の話に関連してなのですけれども、先ほどオペレーターの方とお話をしたときに、朝3時半から動いているのですという話を聞いて、大きい道路を混む前にやるのですと、その後は交通量の少ないところに出たりということもというふうに、私はそういうふうに聞いたのですけれども、そういうのではなくて、1回だけ朝のうちにやって、基本的には1回で終わっているということではないのでしたっけ。

(道路保全課維持補修センター所長) 維持補修センター的には朝大体3時か3時半ぐらいから除雪作

業に入りますが、先ほどの路線図のオレンジといいますか、赤路線、それがバス路線ということになっていきますので、それを優先的に入ります。そうすると大体各班6時から6時半ぐらいには赤路線、1種路線ですね、そちらが終われるのですけれども、その後主要幹線ということで緑路線に入ります。あと、だんだん通勤時間とかにかかってくると結構車の量が増えてきて、作業効率も悪くなるので、そういった場合そこで一旦休憩を取るか、あとオペレーターによってはそのまま通して作業をするのですが、交通量が少ないような路線、そちらに逃げるような形になります。そちらで作業を進めて、日中も維持補修センター直営路線的には朝から夕方までフル稼働というような状況であります。

(佐々木優委員) オペレーターの方に関連して、課題のところでも機械とオペレーターが少ないよという課題があって、パッケージ案の中では人材育成ということであるのですけれども、どんなふうに人材を育成していこうかなという、やり方をどうやっていこうかなというのってあるのですか。

(道路保全課長) このパッケージの人材育成につきましては、オペレーターの資格に対する講習会、そういったものがあるのですけれども、その講習会の費用に対する補助でありますとか、そういったものを行政側のほうで支援して育成のほうを図っていききたいと、このように考えてございます。

(佐々木優委員) 講習会の費用を出しますから、受けて受かってもらうということの人材育成というところ、そうするとどのぐらいまで人数がいたらいいのかなというのはあるのですか。

(道路保全課長) 確かに令和3年度の大雪と比べればまだまだ全然足りないというのが現実の話なのかなというふうに思いますが、これが例年同じように降るのであればやっぱりそれなりの機械の台数とかオペレーターの数は必要なのかなというふうに思いますが、例年降り方が変わってきてまして、やっぱり機械を持つことによって維持費もかかるわけになりますので、なかなかその辺のバランスというのは難しい。通常の降り方であれば、今の体制の中で対応し切れていたというのが現実的な話ですから、なかなかその辺何人いけば全て賄えるというような数値的なものはないのかなというふうに思います。ただ、やっぱりオペレーターが高齢化しているというのは事実ですので、その辺の若返りといいますか、そういったのは今後大事になってくるのかなというふうに考えております。

(梅津政則委員) さっきも聞いたかもしれないですけども、運転するための資格なのですけども、車両系の建設機械運転者でしたっけか、それって講習というか、2日か3日ぐらいで取れるのですよね。

(道路保全課維持補修センター所長) おっしゃるとおりで、今ですと2日間だったと思います。車両系建設機械。

(梅津政則委員) 大型特殊はなくて、その資格だけあれば、公道ではなくて、例えば駐車場みたいなところの作業現場とかでは動かしてもいい資格なのですか。

(道路保全課維持補修センター所長) 公道上に出なければ、車両系建設機械だけあれば敷地内の作業は問題ないと思われま。

(梅津政則委員) でも、道路の除雪だから、それではしょうがないけれども。大型特殊、小型特殊っ

て、除雪で使えるようなもので小型特殊でも動かせるようなのはあるのですか。大きさの意味が、小型と大型の線引きがちょっと分からないのですけれども。

(道路保全課維持補修センター所長) 小型特殊は農耕車、トラクターとか、そういったイメージで、ただ今トラクターとかもかなり幅が大きくなってきているので、そこで小型、大型の区別があると聞いております。

(梅津政則委員) すごくコンパクトなユンボみたいなのあるではないですか。あれもやっぱり大型特殊になってしまうのですか。今すごく小さいユンボとかありますよね。

(道路保全課維持補修センター所長) そのような機械は、公道を走ることを前提にしていらないと思われまので、大型特殊免許というよりは車両系建設機械というもう一つの資格のほうがあれば、そういった建設機械に関しては操作するには問題ないと。

(梅津政則委員) では、一般的には大型特殊と建設車両のやつもないと駄目だということなのですか。

(二階堂武文委員) 14ページの生活道路の優先順位の検証についてというところの③なのですが、中小規模の住宅団地内の除雪依頼は多く、一路線でも除雪すれば公平性から全ての路線を除雪せざるを得なくなるという文言がありますが、当然なのですが、ちょっと引かかる文章でも、気になる文章でもあります。それは置いておいて、小規模の住宅団地内の除雪依頼は多くということなのですが、町内会とか地域でこの課題を解決しようと思ったときに意外とこういった依頼の情報とか何かというのを町内会長さんとか地域で、私、町庭坂で雪の多いエリアなのですが、情報が町内会とか地域で共有できていないところもったいないところかなと思うのです。というのは、今庭坂地区ご存じのように小規模分譲が毎年10区画、今も計画中のところ2つぐらいあるのかな。二、三十区画と。それが毎年数か所あるのです。ここでおっしゃるように、小規模住宅団地というのは、例えば皆さんの関係でいえば意外と交通安全のインフラ、カーブミラーがない、街灯がないとか。除雪なんかも同じだと思います。初めての冬経験して、こんなに雪降る場所だとは思わなかったとか、雪かきをどうやったらいいか分からないと、支所とか何かに苦情を言うしかない。でも、隣のエリアで既に4年ぐらい住んでいるところの方は庭坂での対応を皆さん身につけていらっしゃって、そこで出た雪は近くのあそこの田んぼに置いていいのだよと、意外とそういった情報を持っていて、地域内で雪の対応というのを一定の知識を得ているところもあったりするのですが、新築でどんどん、どんどん小規模分譲してあるところってそういうのがないのです。と同時に、そういったところで意外と町内会にうまく結集できていなかったりすると、町内会として意外と情報を共有しながらアドバイスしてあげたり、解決、お手伝いするというのはできていなかったりするところもあるのかなというのは、ちょっと除雪に関してもそこを地域としてまたアドバイスしたり、解決できる要素というものはあるのかなというのをちょこっと読んでいて思ったものですから、除雪依頼の要望とか何かというのを地域としても情報共有、町内会とか何かも共有できればなというところでちょこっと話をいたしました。

それと、市民や民間への協力要請についてということで16ページありますが、今年の冬、先シーズ

ンというか経験したときに、地域内の除雪で通学路なんかちょっと協力したりなんかしているところもありましたが、二、三十センチなら例えば200メートル、300メートルぐらい何とか対応できるのですが、今年みたいに50センチ超えてしまうととても体力的に人力ではちょっと無理だなというレベルの日が出てきたりいたしまして、その辺除雪車を借りてくださいとか、市のほうに申請してくださいとかということにつながっていくのかもしれませんが、ちょっと冒頭思ったから一言言ってみました。限界があるなというのを今シーズンはちょっと感じましたので、発言させていただきました。

(萩原太郎委員長) 回答はいいですか。

(二階堂武文委員) 回答はというか、前のこと、最初言ったことについて何か思うことがあれば。小規模住宅団地内の除雪依頼。情報の共有というか、町内会とか何かとの情報の共有。

(萩原太郎委員長) 答えられますか。二階堂委員の中小規模の団地内の除雪依頼について。

(二階堂武文委員) 地域で解決をしていくためには情報の共有というか、何かうまく図れば町内会で指導できる場所もあつたりなんかするのかななんて。無理かもしれないですけども、ちょっと思ったものですから。

(道路保全課長) 確かに二階堂委員おっしゃったとおり、情報発信不足というのはやっぱり行政側のほうであるのは事実なので、こういった要望に対するものとかもどんどん、どんどん出していく必要があるのかなというふうには思っています。その出し方も工夫しながら、より理解を得やすいような、理解を得るために工夫しながらやっていくしかないのかな。今具体的にではどうするのだという回答はできませんけれども、そういったものは今後の課題になるのかなというふうには思っています。

(梅津政則委員) 今除排雪の場所があるところの話でしたけれども、普通小規模、中規模の団地の中って雪を寄せるところがなくて、うちのところもそうなのですけども、家の前の道路の雪が全部家の敷地内の庭に入れ込まないと除雪できないのですけれども、それでその生活道路とかで山盛りにした雪とかを排雪するのに運んでもらうって多分いろいろあつたと思うのですけれども、そこら辺は今後どうなのですか。言えば持っていつてくれるとか、そういう方向とかが何かあるのですか。

(建設部次長) その件については、今回もやはり相当要望なり苦情なりが当然ありました。ちょっと判断に迷ったのは、やはり雪捨場を市民に提供するべきだったのか、そこら辺のタイミングを失ってしまったというのは正直言っているのですけれども、平成25年度の豪雪のときは市民にあのときは開放しました。あれは信夫ヶ丘競技場のところだと思うのですけれども、そういったこともあつたのですが、今回それほど雪が、実際は出たのですけれども、1か所荒川のクリーンセンターのところに雪を捨てたのと、あとは川寒橋のところにも当然置かせていただいているのですけれども、やはり団地の集めたやつを行政のほうで排雪するというのはあまりなくて、どちらかという市民の方が雪捨場に持っていつていただくというのをやっている自治体のほうが多いのです。あともう一つは、団地内に雪捨場というものをあらかじめ確保しておいて、団地のどこか死角のところ、そういうところに

置いていただくとかいうようなことをやっている自治体もあるようなので、その辺今後参考にしながら、我々のほうで何かできるものはないかどうかも含めて、やはり今後は検討していかなければならないのかなというふうには思っているところなのです。

(梅津政則委員) 雪を置くところというのは、山形とか青森とか秋田のほうは隣の家のほうに少しでも寄せようものなら相当な問題になるというぐらいですけれども、やっぱり雪捨場がないと家の前の道路も除雪する気が起きないと、この雪どうするのだろうという。うちみたいに垣根越しに雪ぼんぼん、ぼんぼん家の敷地内に入れば自分の家の前ぐらいはというふうに思うのですけれども、今度雪かきするときに家の敷地のほうにやるものですから、さっきの塩カルをまく気になれないのです。どっちみち家のほうの植栽のほうとかに全部寄せるので、塩カルをまいたほうが楽かなと思うけれども、追いつかなかったときに家の敷地に入れなくてはいけないからという、やっぱり雪をどこに置くかというのは結構ある。持っていくにしても軽トラがあるわけではないので、さっきの小型除雪機の話ではないですけれども、そこら辺も含めていい方法があるのが見つかるといいなと。それを考えるのがこっこの今の調査ですけれども。すみません。ありがとうございます。

(建設部次長) ほかの自治体さんもいろいろ試行錯誤して、その件については困っている自治体もございますけれども、やはり行政側というよりは町内会単位で、調べるといろいろな自治体はあるのでしょうけれども、こちらのほうとしてはトラック貸出しをしながら、運ぶものを町会さんのほうにお願いするとか、行政側でやってはいないということではあるのですけれども、そういうことも含めてやはり今回の大雪の対応を教訓としながら調べていきたいなというふうには思ったところなのですけれども。

(大平洋人委員) 盛り上がったと思うのですけれども、市民と民間との連携というところで小型除雪機の貸出制度のところちょっと戻ってしまうのですけれども、台数の話って出ていたかな。出ていなかったらあれなのですけれども、10台ということになっているのですけれども、やっぱり10台って多分少ないのだろうなというふうに思うのですけれども、この辺まず聞きたかったのは一応これまでの市の反省を踏まえて増やしていく話まではいっているのですか。それとも、当局としてはまだそこまでの入り口までいっていないところなのですか。どうなのですか。

(道路保全課主任技査) 貸出し機械につきましては10台ございます。それで、今年の貸出し状況に関しましては1日最高で9台ということで、借りられない方が幸いにおらず、何とか9台で回っていたというような状況でございます。当然台数とか耐用年数とかもございますので、その辺は今後課題として検討していきたいとは思っております。

(大平洋人委員) 増やすとなってくると、なかなか今のところ予算もないという状況もあるのかもしれないけれども、前の他の委員の議論の中でも結局取りに行くのが大変だとか、行けないとかという話があったと思うのですけれども、これを維持補修センターだけではなくて、ほかの支所に幾つかに分けて事前に置いておいてもらう。というのは、そのくらい降ってしまうと支所もまずやらなければ

いけないと思うのだ。そういうことでいくと、市民に貸せるイメージにおいてもそういう形で。今維持補修センターさんは大きな意味で動いていただくということを考えていくと、ある程度2つ目の拠点みたいな形で、例えば4大支所だとか、雪降らない支所もあるのかもしれないけれども、ある程度そういった落とし込みの中で何台か、支所に1台常時置いておくとかいう形という考え方というのを踏まえて検討していくということはないのですか。

(道路保全課主任技査) 委員さんがおっしゃるとおり、当然市民の利便性につきましては最寄りの支所が一番便利だということは重々承知してございます。先ほどもご説明したのですけれども、信陵支所で登録団体があるものですから、あと保管場所もあるということでそこに令和2年から置かせていただいております。そういった中でいろんな課題もございますので、例えば貸し出す際に燃料を補給するとか、あと借りていったときに機械が壊れていないか確認はどうやってするのかとか、そういった問題がいろいろございますので、それも含めて今後検討していく必要はあるかとは思ってございます。

(大平洋人委員) 信陵支所という話は出たのかい。聞いていなかったような気がするのだけれども。

【「今日は出ていない」と呼ぶ者あり】

(大平洋人委員) そうでしょう。信陵支所でやっていた。確かにあそこ降ったら大変だなという感じは分かるのだけれども、それは今言った保守とか状況を確認というのは支所がやっているのですか、それともボランティア団体がやっていることになるのですか。

(道路保全課主任技査) 信陵支所管内の登録した町内会が直接取りに来て、あと返すというような形で運用してございます。

(大平洋人委員) いや、そういうことではなくて、そのメンテではないけれども、場所も含めてのところについては、ではボランティア団体でやってくださいよという感じで、支所は場所を貸しているだけですよという、そういうスタンスなのですか。

(道路保全課主任技査) 支所で一応拠点としてそこでお貸ししているというような状況でございます。

(大平洋人委員) ということは、課題と言ったけれども、それをチェックするというか、メンテナンスするのが課題なのか、大きな課題って何なのですか。今おっしゃったけれども、課題があると。

(道路保全課主任技査) 今の課題としては、やっぱりガソリンの給油ですか、そういった問題とか、あと保管の場所とか、そういったものも課題としてございますので、その辺は整理していきたいと考えてございます。

(大平洋人委員) 場所というのはちょっとよく分からないのだけれども、実際その場所を見たわけではないけれども、例えば僕のところだったら吾妻支所だって置いてもらえれば、そこから借りに来てもらうぐらいまでは大丈夫なような気がするのだ。そういったことを考えていくと、やっぱり信陵支所さんのケースをベースとして、そうすることによって多分維持補修センターさんへはもっと違うところに、広い場所に力を入れることが可能になってくる。要員を増やすことはできないだろうから。

そのような形で分担していく。それに町内会さんとかも絡んでくると、団体さんも絡んでくるという形にしてくればお互い少しずつ楽になってくる、取りに行く距離も短くなってくるから。そういったことを考えていくと、やっぱり10台というのは少ないなというふうに個人的には思っているのだけれども、そんなふうには考えにくいのですか。これは私見ですけれども。

(建設部次長) 今の件につきましては、今年度からほかの支所とか、あと学習センターも含めて置けないかどうかを検討していきたいというふうには思っていたところでした。あと、メンテナンスでもそうなのでしょけれども、やはり置く場所はどうしても支所さんによって物置にいろいろ置いたりする場合もあるものですから、その辺は各支所との協議にはなるのですけれども、そういうものを整理しながら前向きに検討していきたいと思っています。それで、仮にそういうふうになると今度便利になりますので、やっぱりそうするとまた借りたいという人が出てくる可能性もありますので、貸した団体に毎回アンケートを取っていますので、その辺のアンケート調査結果も踏まえながら今後は検討していきたいというふうに思いますので、よろしくをお願いします。

(大平洋人委員) そこはちょっと見守っていきたいと思います。ありがとうございました。

(後藤善次委員) 10ページの今の小型除雪機械なのですけれども、例えば住宅団地で4メートル道路をこの機械を使って除雪をしようとする、両方には住宅が建ち並んでいると。そうすると、どういふふうな使い方になるのですか。雪飛ばすではないですか。2メートル分だけ走れるように除雪して、脇に1メートルずつ積むというような、そういう作業になるのですか。

(道路保全課主任技査) 今回の小型除雪機につきましては、ロータリー式の除雪機でございます。除雪幅が大体60センチぐらいの小さなものでございますので、込み入った住宅地ですと雪を飛ばすところがなかなか限られますので、やっぱり最低限車が通れるぐらいまで確保していくとか、そんな形になるのかと思うのですけれども。

(後藤善次委員) 要するに出る方向をどちらに変えたってなくなるわけではないでしょうから、どこかにはためなければならぬわけですよ。そうすると、車が通るのを確保して、両方の壁を作りながらためていくというような、そういうことになる。この除雪機械は、どこかに押し寄せるとかという機能はないわけですね。

(道路保全課主任技査) 貸出ししております除雪機械につきましては、ロータリー式の飛ばすやつです。向きを変えながら、斜めにやりながらとか、そういった工夫をしながらやるしかないのかということ考えてございます。

(後藤善次委員) 参考までに、助成金を出して購入を今進めているところもあるではないですか。この除雪機って、例えば夏の間耕運機に使えるとか、そういうのってあるのですか。

(道路保全課主任技査) 信陵支所の町内会さんから、支所から聞いた話でございますが、あちらのほうの農家の方々は耕運機といいますか、トラクターですか、それにブレードをつけて実際にやっている方もいるということは聞いてございますが、なかなか除雪機械に特化しているものであれば、やっ

ぱり除雪として使うものと。ブレード、押すタイプもございますので、耕運機でやっている農家の方もいるというお話は聞いてございます。

(後藤善次委員) 耕運機は除雪機になるけれども、除雪機は耕運機にならないと。分かりました。

(梅津政則委員) 一番最後のやつで聞き漏らしたのかもしれないですけども、除雪体制の強化の中で除雪経費の適正化というふうにうたわれているのですけれども、これってどういうことなのですか。18ページの強化パッケージ案の3番目の③なののですけれども。今は不適正なのですか。

(道路保全課長) 不適正と言うと一生懸命やっている業者さんに大変申し訳ない言い方になるのですけれども……

(梅津政則委員) いや、安過ぎるとか。

(道路保全課長) この問題の一つには、待機料とか、そういったものが除雪費の中で計上されていませんけれども、そういった待機料を見てほしいといった業者さんからの声が上がっているというのも事実でございます。今現在は除雪にかかった時間のみを費用として支払っているのですけれども、やっぱりあれだけの大きな重機を抱えて、リースでやっている業者さんもいらっしゃいますので、そういった方々、待機料を計上してもらわないとなかなか協力体制としても安定化してこないという部分もございますので、今後そういったところも含めてやっぱり除雪経費の適正化という部分で見直しを図っていかねばならないのかなと、その辺の考えでございます。

(梅津政則委員) 分かりました。委託料の中で、重機のレンタルするのが自前で持っているのかって、多分自前で持っているところというのは経費が相当かかっていると思うのですけれども、リース、レンタルでやりたいというところはリース会社にもないと仕事ができないとかということになるのですけれども、そこら辺で重機を持っている、持っていないとか、機動性が高い云々とかということで委託料にプレミアムをつけていくとか、そういうことというのはありなのですか。要は重機、メンテナンスも含めて、待機料と同じです。持っていて企業としてコストのリスクが回避できるような委託料になっているという、そういうのはどうなのですか。

(道路保全課長) 確かに委託期間ということで12月から3月までという形になりますけれども、リースされる業者はやっぱりその期間通してリースされているわけです。でも、実際はその対象となる業者に対して支払うのはあくまで除雪をした費用のみという形になるので、やっぱりレンタルしている期間全てを支払っているわけではないという問題がございます。ですから、そういった部分、あとは今梅津委員もおっしゃったように、保有しているだけでやっぱりそれなりの維持費ってかかるものですから、そういった費用がどうなのだという部分はありますけれども、今の積算上は稼働した時間に対しての機械の損料部分というのは除雪の費用の中には含まれていますけれども、では委託期間の例えば3か月なら3か月の損料期間というような、そういった出し方にはなっていませんので、なかなかその辺のバランスというのですか、そういったのはやっぱり業者にとっては厳しい部分があるのは事実ではないのかなというふうに思います。

(梅津政則委員)機械そのもののところが建設部か何かで決まっているのかもしれないですけども、例えば損料を計算するときって厳密に計算すれば寿命と稼働率とかというので、それでかかるメンテナンス費用とかというので損料の率が出てくると思うのですけれども、それがそうっていないから足りないと思うのです。その損料の部分のところをちゃんと考慮した積算とかということにはできないのですか。

(道路保全課長) 実際支払う費用に対しての損料は、あくまで今委員さんがおっしゃったような適正な損料価格、そういったもろもろの費用が含まれての損料価格になるのですけれども、ただそれはあくまで除雪をしている時間に対する損料になるわけで、それが契約期間の全ての損料期間になるのかというか、維持費の部分になるのかというところまでの費用は含まれませんので、そこら辺がなかなか難しいところなのかなというふうに。

(梅津政則委員) 難しいのでしょうかけれども、私が言っているのは契約期間中とかではなくて、非稼働になる夏とかの年間を通したやつで保有をしたときにかかるであろうやつとかというのを損料として入れて、企業側は設備投資するリスクをちゃんと分散できるようにするような積算の仕方ではできないものですかねという話なのですけれども。やる、やらないではなくて、できる、できないだけ教えてもらえれば。公共事業のやつ発注するのに、その損料とか考え方としてそこは踏み込めませんというのであれば諦めるのですけれども。

(建設部長) 冬期間なら分かるのですが、夏期とか冬期間以外はそれなりに業者の方持っているのですけれども、目的に使いますというより、例えばグレーダーとかだったら舗装のときに使えるし、土ならすときに使えますので、あくまでも冬期間に限りそういった損料については検討していきたいなと思うのですが、夏場とか、そういった季節外についてはちょっとできないものと思っております。

(梅津政則委員) 別なことに使っているのでしょうかということね。

(建設部長) はい。

(梅津政則委員) 今の話は、契約期間中というか、稼働しているほかのことに使っているのだからというので分かりました。今日維持補修センターを見させてもらったときに、冬以外は全部非稼働になっているという話だったのですけれども、点検とかいろいろそういうのが工程入ってくるでしょうけれども、貸し出すとかレンタルとかというのはできないですか。要は少しでも稼げるなら稼いだらという。それは可能なのですか。できない。経費の適正化ということで、収入も見込めるのであればと思っちょっと聞いてみたのですけれども。

(道路保全課維持補修センター所長) 今梅津委員おっしゃった冬場以外全部非稼働というわけではなくて、スノープラウをバケットに交換した車両については、碎石敷きならし要望箇所とか、今の時期もあるのですが、そういったときの碎石の積込みやら、あと残土の積込み、そういった部分でも使っておりますし、グレーダーに関しては砂利道の不陸整正、そういった部分でも使っております。まるっきり非稼働というわけではない。あと、前回2月の緊急会議のときにも私申したかと思うのですが、

万が一の土砂災害といった部分があれば対応できるように、ドーザーに関してはバケットというものも用意しているような格好であります。

(梅津政則委員) 余計なことかもしれないですけども、ホイールローダーとかもあつたほうが全然よくないですか。除雪だけではなくて。市役所のいろんな仕事というふうに考えたとき、重機をそろえるときにドーザーはなかったではないですか、ホイールローダーは。

(道路保全課維持補修センター所長) ホイールローダーというのが結局除雪ドーザーのプラウ部分をバケットに交換したものをホイールローダーと。

(梅津政則委員) いや、でもあのばかでかいやつとかのことではなくて、もうちょっと普通に使われている、あんなに大きいやつではなくて、よくスーパーの駐車場とかで除雪に使っているようなああいうやつが何台かあれば、仕事の範囲と言うとあれですけども、市役所で見たときに直営での機動性がうんと上がってよさそうだなと思ったのですけれども。

(道路保全課維持補修センター所長) 委員おっしゃるとおりなのですが、何せ正職員19名という限られた人数の中ですので、機械を増やしていただけることはありがたいのですけれども、対応できる体制を取っていけるかどうかという部分もございます。

(梅津政則委員) 人材育成って、別にその所属職員ではなくても、庁舎の中で大型特殊だの、建設運転取りますとって何かのときにはボランティアやってもらうとか。職員さんにボランティアというのは失礼な話で、公的な仕事なので、働いてもらったほうがいいのしょうけれども、ちょっとどうなのかなと。物があつたほうが機動性が上がるのは確かですけども、人も必要だというのはおっしゃるとおりだなと思います。すみません。ちょっと参考までというか。

(道路保全課施設保全係主任) 除雪のドーザーとかグレーダーというのは、除雪機械購入ということで国から補助金をいただいて購入しているものでございまして、なかなか使用でいきなり多目的に使えることを前提にしたものだとしてそういった補助金がいただけなくなってしまうので、そういった事情もございます。

(梅津政則委員) いや、そこはうまく説明してください。ホイールローダーとかといっても除雪ローダーと書いてあればいいではないですか。ちょっと小さいだけで、除雪用だとすればいいのだから。ちょっと余計な話でしたけれども。すみません。ありがとうございました。

(二階堂武文委員) 除雪事業者、業者さんの件なのですが、ちょっと私も分からなかったのですけれども、今回のシーズンの場合は意外と休日に雪が降ったという印象がすごく強いのですが、事業者に頼む場合、休日とか、職員の方でしたらいろいろ手当がつくのかもしませんが、早朝手当とか、休日出勤手当とか、事業者の方に依頼する場合というのはそういった契約内容というものもあるのですか。

(道路保全課長) 契約の単価につきましては、例えば平日の通常時間あるいは深夜とか休日ということで、やっぱりそれなりの割増しとなった形でそれぞれの時間帯で適正な価格で契約をさせてもらっております。

(二階堂武文委員) といいますのは、今回の事業者の除雪の状況を見ますと、今建設業界さんが業界をよくするために土日は休みと、完全に休もうということで、これは採用とか何かとも絡んで土日は仕事を受けないという建設業者さん、若い経営者のところとか何かでそういった流れが一つできているかと思いますが、その辺での今後の計画を考えた場合、建設業界の一つの流れとこういった緊急性を要する状況への対処という部分での話合いとか、対応とか、そういったのというのはされているものなのですか。

(道路保全課維持係長) 除雪に関しては、毎年除雪前に各業者さんに説明会とか行っているのですが、その中でこういう不具合があるよとか、こういうことはどうしたらいいのだろうかとか、そういうようなアンケート調査も行いながら、業者のほうのご意見を聞きながら、改善すべきものはしなければならぬというふうに思っていますので、アンケートを取りながらやっておるところでございます。

(二階堂武文委員) ちなみに、今回のシーズンの場合はどうしてもそういった会社としての、それぞれ私企業としてのいろいろ縛りとか、社内的な取決めの中で仕事を受けるのはちょっと難しいとか、そういったものというのはあったのですか。

(建設部次長) 今回こちらの2ページ目に書いてあると思うのですが、除雪担当者会議を開いて賛同を得た業者ということなので、例えばそういった年末年始とか、土曜、日曜も含めてもできますかというようなことで問いをかけて、それでできますというようなことで契約している業者ですので、確かに今働き方改革とかでいろいろそういう制約がございますけれども、この除雪に関してはやはりそういうものも含めて、先ほどちょっと課長のほうから説明があったとおり、料金も割増料金になっての算出をしておりますので、その辺のご理解を得ながら、また合意の下に除雪のほうは作業を今後進めていきたいというふうには考えています。

(萩原太郎委員長) ほかにございますか。よろしいですか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

(萩原太郎委員長) ほかに質疑がなければ、以上で当局説明を終了いたします。

当局退席のため、委員会を暫時休憩いたします。

午後3時38分 休 憩

午後3時47分 再 開

(萩原太郎委員長) 委員会を再開いたします。

現地調査及び当局説明に対する意見開陳についてを議題といたします。

本日は現地調査により除雪機械の管理状況などを確認し、本市における除雪体制の現状及び課題や今後の取組などについて当局から説明を聴取いたしました。そこで、今回の現地調査及び当局説明に関して委員会として今後調査すべきポイントや本市が取り組むべき課題など、各委員のご意見をお伺

いしたいと思います。

皆さんからというふうなことで、お一人ずつお聞きしたいと思います。

それでは、二階堂武文委員から何か今回の調査についてご意見をお願いします。

(二階堂武文委員) 考え中です。

(萩原太郎委員長) 先に大平委員、お願いします。

(大平洋人委員) まず、見に行つてなのですけれども、現地調査なのですから、維持補修センターへ行ったのは実際私は初めてです。実際の台数も確認することができましたし、感想としては新しいものもありましたし、ちょっとくたびれているものもあるなどというのを感じましたし、あとその体制の中で、特に今年の場合は雪も多かったということを考えますと職員19人体制というところもどうなのかなというのは、そこでは読み取れなかったのですけれども、資格が必要なものの中で15の方が有資格者ということで、そうでない方もいらっしゃるということで、100%体制で活動というのはなかなかそうはいっても異動等もあるでしょうから難しいのかなというのは感じました。

それから、当局の実際の大変さというのも分かりましたし、耐用年数の15年から20年ということと、それぞれの機械に関しては国、県を合わせて3分の2の補助が出ているということで、非常に金額が高い車両をお入れしているのだなというのも理解することができました。

それで、その後戻りまして、私としましては当局説明の中では、小型除雪機貸出制度の関係、質問の中で信陵支所の貸出制度に課題があるということだったのですが、現地視察も兼ねて職員の数と、それから昨年度の状況を考えれば、やはりさらに支所関係に貸出しというものの拡充が重要なのかなという意見をいたしました。ですから、そういった部分を含めて今後効率的、利便性を含めまして当局のほうでしっかりと検討すべきだと思いますし、そういったものを我々も提言というか、というふうにしていけばいいのかなということと、あと雪捨場、これも今までなかったということのようですから、そういったものも検討すべきではないかなというのを今回の調査でちょっと感じました。

以上です。

(萩原太郎委員長) すぐ発言できる方から。では、後藤委員、お願いします。

(後藤善次委員) まずは民間除雪業者と市の契約制度について、それから行政で維持する重機について、市民ボランティアの取組について、小型除雪機械の貸出制度について、それから雪の降らないときがある本市の大雪のときの対応について。

以上。

(萩原太郎委員長) では、佐々木委員。

(佐々木優委員) 現地を見て、台数と、それから人数の、今後藤さんが言ったように、大雪のときの対応というのは限りある中のことでやらなければいけないというのを改めて感じました。それで、それはどうするかというところでいえば、さっきいろんな話の中で出てきた、例えば資格取得をその担当職員だけではなくて職員の方でやれるよ、そういう能力がある方に受けてもらって、サブ的な役割

で、例えば手当をつけてとかということが入って助っ人として活躍してもらおうとか、そういうことが例えばほかの自治体で行われていたりするのかなというのもちよっと知りたいなと思いましたが、あと団地なんかの話でも捨てる場所がないというところが一番の問題であれば、その捨てる場所をどうやって確保しておくかということなんかも、それもほかの自治体で何か妙案があったりするのかなとか、そういうことも知れたらいいなというふうに思いました。

以上です。

(萩原太郎委員長) では、梅津委員。

(梅津政則委員) 維持補修センターの規模がとても中途半端だなと思っていて、管理エリアに対して作業員が少な過ぎるかなと。年間を通しての作業で今みたいになっていると思うので、冬期間とかは、臨時という言葉だとあまり本当は使いたくないですけども、冬期間だけでもちよっと強化する必要があるのではないかなということと、その除雪のときの窓口対応みたいなやつを現場のほうに任せているような嫌いもあるので、もうちよっと情報をさばく体制というのを危機管理室に全部集中させるとか、いろんなものを全部、さっきもちらっと出てきましたけれども、小型除雪機の貸出し云々の話とかなんていうのはここを通さないで、全部支所でやってくれというふうな体制のほうが除雪する現場のほうも混乱が少なくなると思うのです。なので、貸出すやつ、さっきも話しましたがけれども、台数が全然足りないというのと管理場所が市民の身近な場所ということと、あと軽トラをみんなは持っていないのだから、やっぱり希望する町内会には現場に持って行って現場から引き揚げるといふ取扱いもあったほうがよろしいのではないかと。

あとは委託料です。さっきもしゃべりましたけれども、企業だって損するような仕事はしたくないので、地元企業を除雪だけではなくて、いろんな建設業界の方たちで災害のときとかもいろいろ協力してもらえるところなので、地場の企業をちゃんとしっかり育てるというのはおこがましいですけども、健全な企業運営ができるように、そういう委託契約とかというのを除雪も含めて災害のときにも頑張ってもらおうとかということ在地元企業の育成というのもしっかりしたほうがいいかなという。

除雪の稼働する判断、曖昧な判断で問題はないと言ったけれども、市民向けにもやっぱりもうちよっと明確にしたほうがいいのではないかなという気はしました。現場の実働をつかさどるわけではなくて、市民向けにあまりうやむやだと除雪しないのかというふうに言われかねないかなと思いました。

(二階堂利枝委員) 今日まだちよっと勉強不足のところがあって、ちよっと機械見ただけでは何かよく分からなかったのですけれども、もともとが豪雪地帯と豪雪地帯ではないところってあるではないですか。ちよっと本当に勉強不足なのですけれども、福島市でも雪の降るところと降らないところの差がすごく激し過ぎて、ちよっと雪の降るところがこの数年考えると豪雪地帯と変わらないのではないかなとは思っているので、その辺をもう少し、豪雪地帯だと何かちよっと燃料費安くなるとか、豪雪地帯ならではの何かがあると思うのです。税金がたしか安くなったとか、何せその辺勉強不足なのですけ

れども、ちょっと吾妻地区とか雪が降る地区と降らない地区で何か別な施策があればもう少し……

【「夏涼しいから」と呼ぶ者あり】

(二階堂利枝委員) いや、涼しくないのです。

(萩原太郎委員長) 具体的にさっき言った税金とかというのは、豪雪地帯、おそらく会津のほうだと車の税金が安いとかというのはあるのですよね。

(二階堂利枝委員) 灯油代ちょっと安くなるとかってありますよね。

(萩原太郎委員長) それを言っているのではないでしょう。車の税金の話を行っているのではないの。

(梅津政則委員) 豪雪地帯だからって除雪費用の交付金が桁違いに交付されているということでしょう。

(二階堂利枝委員) 多いとあってそういうことではないのですか。

(梅津政則委員) 交付税は多いよ。会津とかは交付税は多い、除雪対応。

(二階堂利枝委員) そういった部分でも何か市として例えば考えて、もうちょっと国のほうに要望とかできれば、吾妻地区とか本当に雪の多いところ、大笹生地区とか、本当にすごい。実際経験してなのですけれども、今ちょっと自分が被災したというか、雪の被害あつての意見にもなってしまうので。

(萩原太郎委員長) ただ、大笹生とか庭坂とかが多いから税金がということではなくて、例えば今回は福島市として雪が多かったから、国のほうからの支援を下さいとかというのはあつたのでなかったっけ。そういうこともありましたよね。

(二階堂武文委員) 国に対して福島市として。庭坂ではなくて。福島市としての要望は出しましたよね。市長のほうに国に。

(二階堂利枝委員) 例えばその要望にしても、もう少し……

【「地域性」と呼ぶ者あり】

(二階堂利枝委員) 地域性というか、これだけ降ったって分からないではないですか。吾妻地区のほうとかと限定してしまうのですけれども。

(梅津政則委員) 豪雪地帯の指定についてどういう基準で、例えば全域ではなくても平均値にしてしまうのか、ピークを取ってくれるのか、そこら辺をちょっと調べるというか、勉強しないと分からない。

(二階堂利枝委員) そうですね。だから、そういうところももう一回勉強し直して、そしてもう一回改めて自分でもちょっと考えて見てみたいなと思ったのですけれども、でも見て、職員の人もすごく頑張っているのは何か分かったし、課題としては本当に雪っていつ降るか分からないので、もっとやっぱり人数を増やすなりしてもいいのかなとはちょっと思いました。

(萩原太郎委員長) 人員の配置ということですかね。

(二階堂利枝委員) そうですね。

(二階堂武文委員) 今のお話もあるのですが、市長懇談のときも言いましたけれども、積雪の偏りが

あるとかなんとかいってもやっぱり説得力のある客観的な積雪データの蓄積というのは必要なはずなのですが、実際気象庁としては茂庭と松木町ですか、観測地点が福島市内は2か所というところで、本当はこういった時世ですから、道の駅とか、何か大笹生、松川沿いというのは松川、積雪が市内では多いところなものですから、やはりその周辺できちっとした積雪データを継続的に取ることによって説得力のあるいろいろ要望活動なりできるのかなということ、それはぜひ今後考えてほしいなというところ。当局のほうでも意識していると思うのですが。

それと、先ほどもちょっと言いましたが、町内会とかPTAに協力してくださいというのですが、その町内会の中にある、自分のところでいえば小規模の住宅団地地内からの除雪依頼は多くという言葉が文章でありました。例えば町内小規模団地からどういった状況で除雪依頼がどれぐらいあるのかとか、例えば先ほどありましたけれども、市のほうでは把握しているのですが、地区内の雪置場ってこの農協の前の畑を借りているのですよとか、この田んぼに雪を置かせてもらっているのですよとかって市は把握しているのです。一部周りの人がホイールローダーとか何かで雪を運んできて、その田んぼに市の業者なりが置いていくという状況は分かっているのですけれども、市のほうとしてはその地主さんなりなんなりに一言確認は取っているのですが、先ほど周辺の町内の人とか何か分かっている人はそこに雪を持っていったりとかしているのですけれども、地域の除雪とか、除雪にまつわる行政の苦情とかというのは町内会とか何かでは情報共有できていないなど。情報共有できれば少しやりようがあるのかなというのを話を聞いていてちょっと思いました。町内会とかPTAに協力を得たいと言葉では言っているのですが、だったらもう少し町内会とかPTAにいろいろ情報を教えてよというか、共有できれば具体的に解決する手だてがPTAとか町内会からも言えるのではないのという気はちょこっと話してしまいました。

(萩原太郎委員長) 私も最後になってしまったのですけれども、皆さんが話ししたのでほとんど尽きるのだというふうに思っていますけれども、やはりこれから自助、共助を市としては推し進めていく場合に、その環境を整えなくてはいけないというふうに思っていて、皆さんからも出ましたけれども、除雪機械を支所に置いておくという、プラス1月から3月期間は軽トラックでもリースしていただくとかして、軽トラックも支所に置いてあってそれで運んでくる、そしてその軽トラックで雪も捨てられるなんていうような環境を整えることによって市民の方が協力していただけるような状況をつくっていかなくてはいけないのかなんていうふうなことを話を聞いていて思っておりました。そういうところのほかに似たようなところがあれば参考にしたいななんていうふうにも思っております。あとは皆さんとかぶる部分ですから、そういうふうに思っています。

皆さん一通りお話しいただきましたけれども、皆さんからお話しいただいた部分について、それぞれまたご意見とか、それプラス何かまた参考になるような意見とかございますか。また改めてこれもあったとかということでも構いません。一通りお話しいただきましたけれども、追加、それからその意見に賛成あるいは問題があるとか何でも結構ですから、あればお話しいただければと思います。

(梅津政則委員) ちょっと要望だけ。さっき二階堂委員さんから話出たのとダブりますけれども、地域指定の話とか、あと交付税とか補助金とかの補助制度とかというのを使えるもの、使えないものいろいろあるのでしょうかけれども、使っているやつ、使っていないのとか。財源確保のためという意味ですけれども、体制とかではなくて。そういうやつの仕組みというか、さっきの豪雪地帯の指定みたいなやつとか、データで緻密に必要だということもそれはそれで並行して必要なのでしょうかけれども、実際にどういう場合が指定されるのかということも分かっていないし。

(萩原太郎委員長) 財源確保というふうな部分について、国の助成制度の在り方といたしますか、実態みたいな。

(梅津政則委員) 豪雪のときにその年に、いや、大変だから今回下さいと行ってすぐ手当てされる地区になっているのか。

(萩原太郎委員長) 今回お金かかったから、泣きついてもらえるものなのかどうか、よく分かりませんが。

(梅津政則委員) 災害指定みたいなことがない限りは駄目なのかもしれないですけれども。

(後藤善次委員) 激甚災害みたいなね。

(萩原太郎委員長) そうですね。例えばハウスなんかでもたくさん潰れたハウスが多ければ災害指定とかというふうなことでもなるのだというふうに思いますけれども、除雪費用についてもそういうのがあるかどうかということも一つ研究材料にはなるかと思います。

ほかにございますか。よろしいですか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

(萩原太郎委員長) ありがとうございます。

本日いただいた意見を、今日副委員長はお休みですけれども、正副手元で内容を整理させていただき、今後予定しております調査のまとめの際にお示しさせていただきたいと思います。

以上で現地調査及び当局説明に対する意見開陳についてを終了いたします。

以上で建設水道常任委員会を閉会いたします。

午後 4 時 10 分 散 会

建設水道常任委員長

萩 原 太 郎